

意 99-6
平成 11 年 10 月 5 日

平成 12 年度予算編成に望む

社団法人 関西経済連合会

わが国の景気は政策効果に下支えられ、ようやく下げ止まりの兆しが見られるものの、バブル崩壊後の構造調整が長引くなか、今後、経済が自立的に回復するかどうか予断を許さない状況にある。

したがって、日本経済を確実な回復軌道に乗せるためには、今しばらく財政による下支えが必要である。99～2000 年の 2 年間はバブル経済の集中的清算期間と位置づけ、今年度後半にかけても、景気動向を見ながら機動的な財政運営を維持するとともに、来年度の予算編成にあたつては、引き続き景気重視のスタンスで臨むべきである。

小渕内閣は昨年 7 月の発足以来、一連の景気対策を打ち出したことに加え、日本経済の構造的問題に対しても、経済戦略会議や産業競争力会議での議論を通じて、その解決に向けた処方箋を見出しつつある。今後、こうした取り組みが実を結び、日本経済が再生に向けて好循環を自ら生み出していくことを期待したい。

もっとも、主要先進国が財政の健全化を着実に進めるなかで、わが国の財政状況が年々悪化の度合いを強めていることも事実である。財政赤字の拡大は、長期金利の上昇という市場からの警鐘を受けるとともに、将来の国民負担増への懸念から、家計や企業の行動を慎重にさせるマイナス効果も生み出している。少子高齢化が一層進展するなかで、今後の歳出増加要因への対応など、財政構造改革に向けた道筋を国民に提示

し、その着実な実施を図る必要がある。

当連合会は、以上のような考え方に基づき、平成 12 年度の予算編成にあたり、下記の通り要望する。

記

1. 予算編成の基本方針

平成 11 年度予算の執行によって景気浮揚の手がかりをつかんだ後、再び財政的要因によって景気が停滞することのないよう、平成 12 年度予算は、平成 11 年度第二次補正予算と合算した「15か月予算」を編成するとともに、前年度並みの事業規模を確保すべきである。

予算編成にあたり、いわゆるバラマキ型の配分は厳に戒め、当面の景気対策の効果のみならず、中長期的な国民生活の充実、日本経済の持続的成長を展望して、一層の歳出の重点化を図るべきである。

さらなる財政赤字の膨張は、結果的にわが国の信用力、国際競争力を低下させる要因ともなる。平成 12 年度予算においても、不要不急の経費の削減を徹底するほか、国有財産の売却など税外収入の確保にも努め、国債発行額は極力抑制すべきである。

2. 経済社会の活性化に資する重要施策

景気回復を確実なものにするとともに、来るべき 21 世紀においてわが国の経済社会の活力を再生させ、発展させるための重要施策として、下記の諸点を要望する。

(1) 雇用対策の迅速・確実な実施

平成 11 年度第一次補正予算に、5000 億円超の緊急雇用対策費が計上されたが、依然として雇用情勢の悪化が続いており、来年度予算におい

ても、雇用対策の充実を図る必要がある。

このため、成長分野での雇用促進や高齢者の就業支援、さらには、失業率や中小企業比率の高い地域への緊急雇用対策費の重点配分など、地域の雇用情勢に配慮したきめ細かい対応が望まれる。

また、今後とも企業の構造改革が進むなかで雇用の流動化は避けられない。教育訓練給付制度の拡充などにより、個人のエンプロイアビリティ（転職適応能力）の向上を支援し、雇用の安心を確保する政策の推進が必要である。

（2）産業構造改革の推進

今後も日本経済が成長発展するためには、経済構造改革の流れを加速させ国際的にも魅力ある投資環境を整備するとともに、成長性の高い新産業を創出・育成することが不可欠である。このため、その役割を担う「ミレニアム・プロジェクト」を官民あげて推進する必要があり、その対象分野を中心に、以下のような施策に重点的な予算配分が行われるよう要望する。

- ネットワーク型産業構造の構築（光ファイバー網の敷設などＩＴ関連インフラの整備、次世代インターネットやＩＴＳ（高度道路情報システム）の研究開発・実用化、行政の効率化に資する電子化促進など）
- 競争力のある次世代産業・事業の創出（ポストゲノム（未来医療）などバイオ、情報通信、ロボット・システムなど先端技術の研究支援、税制面・資金面など中小ベンチャー企業の創業支援、既存企業の事業革新・新事業開発の促進など）
- 大学・研究機関に集積された知的インフラの活用（产学研協同プロジェクトの推進、ＴＬＯ（技術移転機関）の設置促進、社会人大学院など生涯学習機関の都市部への設置）

○環境・安全対策の充実（CO₂排出量削減に向けた研究支援、廃棄物リサイクル・システムの構築、ダイオキシン完全無害化技術の研究支援など）

（3）都市再生に資する社会資本整備

社会資本整備にあたっては、公共事業・非公共事業ともに、新設された「経済新生特別枠」を有効に活用して、都市の再生と国民生活の質の向上につながる分野・事業等への重点化を一層推進する必要がある。

具体的には、①全国規模の基幹的社会資本（国際ハブ空港、高速交通網）、②都市機能の再生や豊かな都市生活実現のための投資、③広域連携のもと地域が主体的に策定した事業、に重点配分すべきである。

また、公共事業を進める際は、PFIの有効活用など民間活力の利用を図るなど、効率性を高める工夫が必要である。

（4）活力ある少子高齢社会（超齢社会）の構築

少子高齢化が進展する21世紀においても、わが国の経済社会の活力を維持・発展させるためには、まず安心して出産・育児を選択できる環境を整備し、少子化の進行に少しでも歯止めをかける必要がある。また、高齢化への対応として、社会保障制度については、すべての国民が痛みを分かち合う方向で改革し、歳出の増勢に歯止めをかける一方、高齢者が生き甲斐を持ち、社会の活力源として活躍できるような仕組みづくりが必要である。

医療制度、年金制度については、世代間格差のは正と公的負担軽減の観点から、個人の自助努力を拡大する方向に改めるべきである。このため、特に、医療制度については高齢者負担のあり方の見直し、年金制度については給付開始年齢の引き上げや給付水準の見直しと併せて、確定拠出型年金の導入に向けた税制面等の環境整備が必要である。

また、来年4月に導入される介護保険制度については、良質なサービスを低成本で提供するための創意工夫を重ねて、国・地方を通じた財政負担の抑制に努めるべきである。

さらに、高齢者が年齢の制約を超えて夢を実現できる「超齢社会」の構築に向けて、次世代医療技術の研究や居住・生活環境のバリアフリー化、地方自治体による健康増進施策の支援など、高齢者の健康維持・増進につながる施策を充実させ、その積極的な推進を図る必要がある。

3. 財政構造改革の実現に向けて

当面は景気回復を優先した財政運営が求められるが、日本経済が自立的な回復軌道に乗った段階を展望して、今から、実効ある財政構造改革を行うための準備を進めていく必要がある。このため、下記の諸点について、具体的な取り組みがなされるよう要望する。

(1) 小さな中央政府の実現

2001年1月から発足する新しい中央省庁体制は、単なる省庁の数合わせに終わることなく、小さな中央政府の実現に向けた第一歩とならなければならない。このため、予算配分については、従来の省庁縦割りを改め、省庁間の事業の重複をなくすなど徹底的な効率化が求められる。

また、独立行政法人への移行機関の拡大を検討し、中央省庁の人員削減に努めるとともに、財務情報等の徹底的なディスクロージャーを行い、行政のスリム化、透明化につなげる必要がある。

財政投融資制度については、2001年4月の資金運用部への預託廃止に伴い、原則、各財投機関が個別に資金調達することになる。これを機に、関連する特別会計の廃止など入口から出口に至る資金フローの簡素化・明確化を行うとともに、それぞれの機関に企業会計原則による財務

諸表の公表を義務づけて、情報開示と透明性の向上に努める必要がある。また、各財投機関に関して、自立可能なものは積極的に民営化を行い、政策的重要性を失ったものはすみやかに統廃合すべきである。

(2) 財政制度の質的な改革

歳出の効率化に向けて、財政制度の質的な改革を実現する必要がある。このため、代替財源なくして新たな歳出を認めない Pay-as-you-go 原則や、各省庁に歳出削減のインセンティブを付与するメリット型予算、複数年にわたる予算措置が必要な事業に計画性を持って対応できる多年度予算の導入を検討すべきである。また、一般会計にも、企業会計原則による財務諸表の公表を義務づけ、ディスクロージャーの拡充を図る必要がある。

さらに、公共事業については、費用対効果の分析をもとに事業間の優先順位を決めてから実施するよう改める必要があり、「時のアセスメント」の考え方を一步進めた、事前・中間段階・事後にわたる「事業評価システム」を構築するとともに、その使用の法制化を図り、事業の効率化・透明化を確保するべきである。

(3) 分権型社会にふさわしい地方財政基盤の確立

国・地方を通じた財政構造改革を実現するためには、国のみならず、各自治体は、公務員の削減を含む思い切った行財政改革にみずから率先して取り組み、住民の信頼感を高める必要がある。

7月に成立した地方分権一括法では、機関委任事務の廃止など地方への権限移譲が一部認められたものの、税財源の移管は先送りされた。地方自治体の自立性を確保し、自己責任を明確にするためには、国と地方の新たな役割分担に基づく税源の再配分、地方の課税自主権の強化、安定した税収構造の確立が不可欠である。また、財政面での国の干渉を極

力排除するためには、補助金はもとより、地方交付税についても、段階的に縮小・廃止すべきである。

このため、新省庁体制で設置される経済財政諮問会議に、国・地方を通じた税財政を検討できる場を設け、政府がその意見を最大限尊重して改革を実行に移す必要がある。

以 上